

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例案**

上記の議案を提出する。

令和 8 年 8 月 2 7 日

提出者 国 立 市 長 濱 崎 真 也

(説 明) 児童福祉法の一部改正及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行等に伴う、児童福祉法の規定により内閣府令で定める基準の一部改正により、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

**国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部
を改正する条例案**

(国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年10月国立市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条中「場合」の次に「若しくは同条第10項第3号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満3歳以上のものについて保育を行う場合」を加える。

第6条第1項中「事項」の次に「(法第6条の3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。))を行う事業者

（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあつては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。））」を加え、同条第７項中「のものに限る。））」の次に「又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所」を加える。

第１３条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１３条 家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第１８条第６号中「利用定員」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者にあつては、満３歳以上の幼児の利用定員）」を加える。

第２７条中「小規模保育事業Ｂ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を、「小規模保育事業Ｃ型」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。））」を加える。

第２９条第２項第４号中「第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「看護師」の次に「（以下「看護師等」という。））」を加え、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認

められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士をいい、付則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士(東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第35条中「第6条の3第10項」を「第6条の3第10項第1号」に改める。

第44条第3項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に

次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士をいい、付則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４７条第３項中「保健師又は看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４ 第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５ 前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

付則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

付則第６条中「家庭的保育事業等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業を除く。）」を加える。

付則第9条中「法第18条の18第1項の登録を受けた者」を「東京都が認定地方公共団体である場合には、保育士又は東京都の区域に係る地域限定保育士」に改め、「第29条第3項」の次に「若しくは第4項」を、「第44条第3項」の次に「若しくは第4項」を加え、「保育士の数（」を削り、「適用がない」の次に「もの」を加え、「ものをいう。）」を「保育士の数」に改める。

（国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年7月国立市条例第22号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「改正後の国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例」の次に「（以下「新条例」という。）」を加え、「規定」の次に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）」を加え、付則に次の1項を加える。

3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、新条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の国立市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例第29条第2項、第31条第2項、第44条第2項及び第47条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。